

平成 30 年度「りゅうぎん海外留学支援事業」(高校留学) 募集要項

1. 目的

一般財団法人りゅうぎん国際化振興財団は、沖縄県および沖縄県経済の国際化の促進を目的に諸外国との人材交流やグローバルに活躍できる人材育成に資する事業として沖縄県の学生等の諸外国への留学支援事業を行う。

本事業では、異文化体験を通じて国際感覚を身につけさせ、返還義務のない奨学金を給付することで沖縄県内の高校生の異文化交流を支援し、グローバル人材の育成を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。

本財団では、上記目的を達成するために「りゅうぎん海外留学支援事業」を実施し、国外の高校に沖縄県の高校生を交換留学生として派遣する。

当該事業を理解し、留学を希望するものを次の通り募集する。

2. 主催

一般財団法人 りゅうぎん国際化振興財団

3. 事業実施

公益社団法人 日本国際生活体験協会 (EIL Japan、以下、「EIL」という)

4. 留学先

アメリカ、アルゼンチン、イタリア、フランス、スウェーデン、タイ、チリ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、ポルトガル、メキシコ

E I L 高校生交換プログラムで派遣可能な中から希望する国へ派遣する。

5. 留学の派遣期間、募集人数

派遣期間	募集人数
1 学年間 (約 10 か月)	1 名

6. 応募資格

以下の①～⑦のすべてに該当する者。

- ① 日本国籍を有し、以下のいずれかに該当する 2000 年 (平成 12 年) 4 月 2 日～2003 年 (平成 15 年) 4 月 1 日に生まれた受験時に中学 3 年生～高校 2 年生
ア. 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に 3 年以上居住実績のある者
イ. 沖縄県に住所を有し、平成 30 年 5 月 1 日現在引き続き 2 年以上沖縄県に居住している者
- ② 留学先への渡航までの期間は日本国に滞在していること
- ③ 経済的な理由により留学費用の支弁が困難であること
- ④ 学業優秀且つ品行方正であること
- ⑤ 就学状況及び生活状況について適時報告できること

- ⑥ 心身ともに健康であること
- ⑦ 将来の沖縄県振興のために寄与できる意思があること

※国や他の自治体、学校が主催する給付型の公的奨学制度との重複は認められない。

7. 応募書類

- ①奨学生願書（様式1）
- ②中学校成績証明書
- ③高校成績証明書
- ④学校の先生からの推薦書（様式2）
- ⑤志望理由書（様式3）
- ⑥住民票謄本
- ⑦保護者の所得証明書

出願書類		留意事項
①	奨学生願書（様式1）	必ず写真を添付すること
②	中学校成績証明書	中学1年から3年まで、それぞれの学年末の成績がわかるもの。通知表のコピー可
③	高校成績証明書	最新学期の成績までが記載されているもの。通知表のコピー可
④	学校の先生からの推薦書（様式2）	在籍校の先生へ記入依頼をすること
⑤	志望理由書（様式3）	志望動機について800～1200字以内で作成。
⑥	住民票謄本	3ヶ月以内に発行された住民票謄本（本籍地記載）を提出
⑦	所得証明書	保護者と同一世帯全員分

応募希望者は、所定様式をダウンロードし、次の出願書類等を提出してください。また、応募書類はお返しすることはできませんので写しを保管しておいてください。

必要な様式については、下記ホームページからダウンロードできます。

- ・琉球銀行ホームページ：<http://www.ryugin.co.jp/kouken/kokusaiika.html>
- ・EILホームページ：<http://www.eiljapan.org/ryugin/>

8. 募集期間

平成30年5月1日（火）～平成30年6月29日（金）まで

※郵送のみ受け付け。書類は平成30年6月29日（金）までに必着のこと。

9. 願書提出先

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）

沖縄事務所

〒902-0067 沖縄県那覇市安里1-1-53

TEL: 098-951-3652 FAX: 098-867-9040

10. 選考試験

(1) 第1次選考試験：書類審査・英語応用力試験

試験月日	平成30年7月24日(火) 9:00~9:15 受付
試験会場	りゅうぎん健保会館(研修センター) 住所：沖縄県那覇市壺川1-1-9
試験科目	英語応用力試験 (ELTiS)
合格発表	平成30年7月下旬(予定)

(2) 第2次選考試験：個人面接・親子面接

試験月日	平成30年8月11日(土) 午前
試験会場	りゅうぎん健保会館(研修センター) 住所：沖縄県那覇市壺川1-1-9
試験科目	・個人面接試験 ・親子面接試験
合格発表	平成30年9月上旬(予定)

* 詳細は1次選考通過者に郵送にて通知する。

11. 結果の通知

- (1) 第1次選考試験および第2次選考試験の結果には、文書にて本人へ通知する。
- (2) 選考の経過及び決定の理由については公表しない。

12. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験及び第2次選考試験の合格者を留学内定者とする。
- (2) 留学内定者は留学助成契約を締結すること。
- (3) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがある。

13. 派遣開始時期：

原則として平成31年度内(平成31年4月1日から平成32年3月31日)に出国すること。

14. 留学費用の助成

学生に対して、240万円を上限として、留学助成金(派遣国により金額が異なる)を給付する。派遣国によって必要経費が異なる(派遣可能国一覧表を参照)ため、自己負担金が発生する可能性があることを留意すること。

15. 留学生の義務について

- (1) 留学生活状況報告を提出すること。留学先で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに報告すること。
- (2) また帰国後30日以内に、当財団へ留学報告書と成績証明書またはそれに代わる書類を添えて提出すること。帰国後の住所及び勤務先が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務がある。
- (3) 留学先では派遣先国の法律や社会のルールを遵守し、学業に専念すること。

16. 留学生の派遣中止について

留学生が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがある。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (4) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (5) 留学助成契約書に違反する行為があったとき。
- (6) その他、上記以外の事情によりりゅうぎん国際化振興財団において、派遣の中止が適当と判断したとき。

17. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) りゅうぎん国際化振興財団が海外留学支援事業に関して取得する個人情報は、当財団の留学支援事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団においては、留学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期します。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、本事業についての連絡をすることがあります。

18. 募集説明会について

- ・平成30年4月18日（水）16:30～17:45 琉球銀行名護支店
 - ・平成30年4月21日（土）9:00～10:15 りゅうぎん健保会館
- * 公共交通機関、近隣有料駐車場をご利用下さい。
- ・平成30年4月21日（土）15:00～16:15 琉球銀行北谷支店